

1

令和 7 年第 3 回

多治見市議会定例会議案

令和 7 年 5 月 29 日

目

次

議第55号	東濃西部広域ごみ焼却施設整備等審議会委員の報酬及び費用弁償に関する 条例を制定するについて	1
議第56号	多治見市国民健康保険条例の一部を改正するについて	2
議第57号	多治見市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改 正するについて	3
報第5号	令和6年度多治見市一般会計継続費繰越計算書の報告について	5
報第6号	令和6年度多治見市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	9
報第7号	令和6年度多治見市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	13
報第8号	令和6年度多治見市下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について	15
報第9号	令和6年度多治見市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	17
議第62号	物品供給契約の締結について	19
議第63号	物品供給契約の締結について	20
議第64号	東濃西部広域ごみ焼却施設整備等審議会共同設置規約を定める協議につい て	21
議第65号	第8次多治見市総合計画基本計画を変更するについて	24
議第66号	第8次多治見市総合計画基本計画を変更するについて	26
報第10号	財政向上指針の変更の報告について	27

議第55号

東濃西部広域ごみ焼却施設整備等審議会委員の報酬及び費用弁償に関する条例を制定するについて

東濃西部広域ごみ焼却施設整備等審議会委員の報酬及び費用弁償に関する条例を次のように制定するものとする。

令和7年5月29日提出

多治見市長 高 木 貴 行

東濃西部広域ごみ焼却施設整備等審議会委員の報酬及び費用弁償に関する条例
(趣旨)

第1条 この条例は、多治見市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和52年条例第3号）の規定にかかわらず、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2の規定に基づき、東濃西部広域ごみ焼却施設整備等審議会（以下「審議会」という。）の委員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。
(委員の報酬等)

第2条 審議会の委員の報酬の額は、日額12,000円を超えない範囲内において、多治見市、瑞浪市及び土岐市（以下「関係市」という。）の市長が協議して定める。

2 審議会の委員の費用弁償の額は、関係市の常勤の職員に支給する旅費の額との権衡を考慮して、関係市の市長が協議して定める。

3 前2項の報酬及び費用弁償の支給方法は、関係市の市長が協議して定める。
(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、審議会の委員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、関係市の市長が協議して定める。

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

議第56号

多治見市国民健康保険条例の一部を改正するについて

多治見市国民健康保険条例（昭和34年条例第13号）の一部を次のように改正するものとする。

令和7年5月29日提出

多治見市長 高 木 貴 行

多治見市国民健康保険条例の一部を改正する条例

多治見市国民健康保険条例（昭和34年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「及び第18条第1項」を削る。

第17条第1項中「保険料は」の次に「、7月から翌年3月までの間において」を加え、同条第2項中「12」を「9」に改める。

第18条を次のように改める。

第18条 削除

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条第1項並びに第17条第1項及び第2項の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第57号

多治見市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を
改正するについて

多治見市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第21号）の一部を次のように改正するものとする。

令和7年5月29日提出

多治見市長 高 木 貴 行

多治見市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する
条例

多治見市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「35年」を「38年」に改め、同条第3号中「35年」を「38年」に、「30年」を「35年」に、「27,000円」を「同表の加算基礎額の欄に掲げるその者の階級に応じた額」に、「34年」を「37年」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数							加算基礎額
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上 38年未満	
団長	239,000円	344,000円	459,000円	594,000円	779,000円	979,000円	1,079,000円	29,000円

副団長	229,000円	329,000円	429,000円	534,000円	709,000円	909,000円	1,009,000円	27,000円
分団長	219,000円	318,000円	413,000円	513,000円	659,000円	849,000円	949,000円	25,000円
副分団長	214,000円	303,000円	388,000円	478,000円	624,000円	809,000円	909,000円	24,000円
部長及び班長	204,000円	283,000円	358,000円	438,000円	564,000円	734,000円	834,000円	22,000円
団員	200,000円	264,000円	334,000円	409,000円	519,000円	689,000円	789,000円	21,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の多治見市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第2号及び第3号並びに別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（以下「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 令和7年4月1日から施行日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の多治見市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

報第5号

令和6年度多治見市一般会計継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、令和6年度多治見市一般会計継続費繰越計算書を次のとおり調製したので、これを議会に報告する。

令和7年5月29日提出

多治見市長 高 木 貴 行

令和6年度多治見市一般会計継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費 の総額	令和6年度継続費予算現額			支出済額 及び 支出見込額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国県支出金	地方債	その他
2	1	総務管理費	316,924,000	242,275,000	21,870,240	264,145,240	26,869,600	237,275,640	237,275,640				
2	1	総務管理費	264,816,000	7,202,000		7,202,000		7,202,000	7,202,000				
2	1	総務管理費	10,904,000	1,091,000		1,091,000		1,091,000	1,091,000				
2	1	総務管理費	11,936,000	1,194,000		1,194,000		1,194,000	1,194,000				
2	1	総務管理費	6,632,000	664,000		664,000		664,000	664,000				
2	1	総務管理費	2,653,000	266,000		266,000		266,000	266,000				
2	1	総務管理費	3,393,000	340,000		340,000		340,000	340,000				

(単位：円)

左の財源内訳													
款	項	事業名	継続費 の総額	令和6年度継続費予算現額			支出済額 及び 支出見込額	残額	翌年度 通次繰越額	繰越金	特定財源		
				予算計上額	前年度 通次繰越額	計					国県支出金	地方債	その他
2	1	総務管理費	36,262,000	12,110,000		12,110,000	12,101,037	8,963	8,963	8,963			
2	2	徴税費	64,570,000	10,065,000		10,065,000	10,065,000	0	0				
2	3	本戸籍台帳費 戸籍情報システム標準化・共通化事業	6,479,000	1,188,000		1,188,000	1,188,000	0	0				
2	3	本戸籍台帳費 戸籍附票システム標準化・共通化事業	6,479,000	1,188,000		1,188,000	1,188,000	0	0				
3	2	児童福祉費 旧発達支援センター跡地公売準備事業	9,718,000	2,029,000		2,029,000	2,028,356	644	644	644			
3	2	児童福祉費 (仮称)笠原こども園建設事業	1,338,200,000	562,980,000		562,980,000	473,200,000	89,780,000	89,780,000	71,980,000		17,800,000	
9	1	消防費 消防指令業務共同運用整備事業	557,044,000	220,525,000		220,525,000	74,335,926	146,189,074	146,189,074	89,074		146,100,000	

(単位：円)

款	項	事業名	継続費 の総額	令和6年度継続費予算現額			支出済額 及び 支出見込額	残額	翌年度 通次繰越額	左の財源内訳			
				予算計上額	前年度 通次繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国県支出金	地方債	その他
9	消 防 費	北消 防 署 移 転 整 備 事 業	1,326,130,000	663,065,000		663,065,000	470,600,000	192,465,000	192,465,000	99,565,000		92,900,000	
9	消 防 費	防 災 行 政 無 線 設 備 更 新 事 業	500,226,000	199,213,000		199,213,000	194,898,000	4,315,000	4,315,000	15,000		4,300,000	
10	小 学 教 育 費	笠 原 小 中 学 校 建 設 事 業 (補 助 対 象 分)	6,180,673,000	2,066,223,000		2,066,223,000	2,006,873,000	59,350,000	59,350,000		45,150,000	14,200,000	
10	中 学 教 育 費	平 和 中 学 校 屋 根 防 水 改 修 工 事	123,862,000	6,193,000	49,545,000	55,738,000	32,480,800	23,257,200	23,257,200	18,657,200		4,600,000	
10	中 学 教 育 費	平 和 中 学 校 非 構 造 部 材 耐 震 補 強 工 事	473,150,000	23,657,000	189,260,000	212,917,000	208,601,800	4,315,200	4,315,200	4,315,200			
10	保 健 体 育 費	星 ヶ 台 運 動 公 園 整 備 事 業	1,303,378,000	259,576,000	139,952,000	399,528,000	120,310,755	279,217,245	279,217,245	163,117,245		116,100,000	
合 計			12,543,429,000	4,281,044,000	400,627,240	4,681,671,240	3,634,740,274	1,046,930,966	1,046,930,966	605,780,966	45,150,000	396,000,000	

報第 6 号

令和 6 年度多治見市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第 2 項の規定により、令和 6 年度多治見市一般会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり調製したので、これを議会に報告する。

令和 7 年 5 月 29 日 提出

多治見市長 高 木 貴 行

令和6年度多治見市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳			
						未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	普通財産管理費 (旧笠原診療所及び旧笠原児童館の建物表題登記業務委託)	540,000	540,000					540,000
2 総務費	1 総務管理費	笠原地域普通財産鑑定業務等 (旧不動産管理費(旧診療所等))	546,000	546,000					546,000
2 総務費	1 総務管理費	旧勤労青少年ホーム施設関係工事 (旧勤労青少年ホーム建物解体工事)	59,554,000	59,554,000					59,554,000
2 総務費	1 総務管理費	本庁舎跡地等利用事業費 (本庁舎跡地利用検討市民委員会支援業務委託)	5,104,000	5,104,000					5,104,000
3 民生費	1 社会福祉費	低所得世帯支援及び不足額給付・定額減税一体的支援事業費 (住民税非課税世帯支援給付金給付事業)	320,000,000	42,360,000		42,360,000			
3 民生費	1 社会福祉費	低所得世帯支援及び不足額給付・定額減税一体的支援事業費 (住民税非課税世帯支援給付金給付事業)	21,000,000	16,999,609		16,999,609			
6 農林水産業費	1 農業費	ため池等整備工事(下沢の池)	16,260,000	16,260,000			16,200,000		60,000
7 商工費	1 商工費	地域経済循環発創支援補助金	2,500,000	2,500,000					2,500,000

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入 特定財源	未収入特定財源			
						国庫支出金	地方債	その他	
8 土木費	道路橋りょう費	中央自動車道跨道橋撤去事業費 (撤去富士見町)	370,000,000	370,000,000					370,000,000
8 土木費	道路橋りょう費	橋りょう橋修繕工事(長寿命 命(滝呂町))	8,900,000	8,900,000		3,683,000	2,500,000		2,717,000
8 土木費	道路橋りょう費	橋りょう橋修繕工事(長寿命 命(市之倉町))	7,000,000	7,000,000		2,896,000	2,000,000		2,104,000
8 土木費	道路橋りょう費	道路改良事業工事(単独 (旭ヶ丘))	8,000,000	8,000,000			8,000,000		
8 土木費	道路橋りょう費	道路改良事業所抽出検討業務委託 (市内一円))	9,700,000	9,700,000					9,700,000
8 土木費	道路橋りょう費	パリアフリー整備工事(九 田町))	5,500,000	5,500,000					5,500,000
8 土木費	道路橋りょう費	市道314300線補償改良事業 委託	10,021,000	10,021,000					10,021,000
8 土木費	道路橋りょう費	市道522400線道路改良工事 (根本町))	108,000,000	108,000,000		48,178,000	43,200,000		16,622,000

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入 特定財源	未収入特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
8 土木費	3 河川費	河（根）川本川改護良岸工事費（事業）	40,000,000	40,000,000			40,000,000		
8 土木費	3 河川費	河（中）川原川改護良岸工事費（事業）	12,610,000	12,610,000			12,600,000		10,000
8 土木費	3 河川費	浸水対策工事（笠原町）費（事業）	30,000,000	30,000,000					30,000,000
8 土木費	4 都市計画費	道路問題対策検討連業務委託費（事業）	10,000,000	10,000,000					10,000,000
8 土木費	4 都市計画費	（都）音羽小田線道路改良事業費（公共）（委託）	18,414,000	18,414,000					18,414,000
8 土木費	5 住宅費	市営坂住宅団地1棟解体工事費（事業）	11,501,000	11,501,000	11,501,000				
9 消防費	1 消防費	防（トイ）災一関係事業費（事業）	11,522,000	11,522,000		5,550,000	5,500,000		472,000
10 教育費	7 保健体育費	星（ケ）台運動公園整備品購入費（事業）	11,400,000	11,400,000					11,400,000
合 計			1,098,072,000	816,431,609	11,501,000	119,666,609	130,000,000		555,264,000

報第7号

令和6年度多治見市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和6年度多治見市水道事業会計予算繰越額の使用に関する計画について、繰越計算書をもって次のとおり報告を受けたので、これを議会に報告する。

令和7年5月29日提出

多治見市長 高 木 貴 行

令和6年度多治見市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額										(単位：円)
款	項	事	業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要する たな目資産の購入限度額
							損益勘定 留保資金			
資本的支出	建設改良費	配水管布設替工事		46,420,000		46,420,000	46,420,000			
資本的支出	建設改良費	配水管布設替工事（平野4）		38,830,000		38,830,000	38,830,000			
資本的支出	建設改良費	配水管整備事業（若松工区）基本設計業務委託		13,930,400		13,930,400	13,930,400			
資本的支出	建設改良費	水道施設耐震診断業務委託		30,896,800		30,896,800	30,896,800			
合 計				130,077,200		130,077,200	130,077,200			

（単位：円）

報第8号

令和6年度多治見市下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により、令和6年度多治見市下水道事業会計継続費繰越額の使用に関する計画について、継続費繰越計算書をもって次のとおり報告を受けたので、これを議会に報告する。

令和7年5月29日提出

多治見市長 高 木 貴 行

令和6年度多治見市下水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和6年度継続費予算現額			支払義務発生 (見込) 額	残額	翌年度 通次繰越額	翌年度通次繰越額 に係る財源内訳			翌年度通次繰越 額に係る繰越を 要するたな卸資 産の購入限度額
				予算計上額	前年度 通次繰越額	計				国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金	
資本的支出	建設改良費	終末処理場建設改良費 (合流系監視設備更新工事) (補助事業・起債対象事業)	699,800,000	281,900,000		281,900,000		281,900,000	281,900,000	149,500,000	119,600,000	12,800,000	
	合 計		699,800,000	281,900,000		281,900,000		281,900,000	281,900,000	149,500,000	119,600,000	12,800,000	

(単位：円)

報第 9 号

令和 6 年度多治見市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和6年度多治見市下水道事業会計予算繰越額の使用に関する計画について、繰越計算書をもって次のとおり報告を受けたので、これを議会に報告する。

令和 7 年 5 月 29 日 提出

多治見市長 高 木 貴 行

令和6年度多治見市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発 生 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰 越を要するたな卸資産 の購入限度額
						国庫補助金	下水道事業債	損益勘定 留保資金		
資本的支出	建設改良費	下水道管渠更新工事	33,620,000		33,620,000		32,000,000	1,620,000		
資本的支出	建設改良費	ストックマネジメント計画に基づく管更生工事	45,529,000		45,529,000	22,764,500	20,400,000	2,364,500		
資本的支出	建設改良費	ストックマネジメント計画に基づく管更生工事	29,671,000		29,671,000		28,200,000	1,471,000		
資本的支出	建設改良費	ストックマネジメント計画に基づく路面復旧工事	9,841,000		9,841,000	4,920,500	4,400,000	520,500		
資本的支出	建設改良費	ストックマネジメント計画に基づく路面復旧工事	169,000		169,000		100,000	69,000		
資本的支出	建設改良費	下水道管渠更新工事	33,908,000		33,908,000		32,300,000	1,608,000		
資本的支出	建設改良費	下水道管渠更新工事	45,000,000		45,000,000		42,800,000	2,200,000		
資本的支出	建設改良費	下水道管渠更新工事(補正)	87,000,000		87,000,000	43,500,000	39,100,000	4,400,000		
資本的支出	建設改良費	下水道管渠更新工事(補正)	30,400,000		30,400,000		28,800,000	1,600,000		
資本的支出	建設改良費	マンホール防食工事	8,677,000		8,677,000		8,200,000	477,000		
資本的支出	建設改良費	マンホール蓋更新工事	13,880,000		13,880,000		13,200,000	680,000		
資本的支出	建設改良費	マンホール蓋更新工事	8,575,000		8,575,000		8,100,000	475,000		
資本的支出	建設改良費	公共下水道事業に伴う路面復旧工事	4,490,200		4,490,200			4,490,200		
資本的支出	建設改良費	マンホールポンプ更新工事	30,000,000		30,000,000	15,000,000	13,500,000	1,500,000		
資本的支出	建設改良費	マンホールポンプ更新工事	2,935,100		2,935,100		2,700,000	235,100		
資本的支出	建設改良費	市之倉下水処理場No.2自動除塵機改良工事	9,130,000		9,130,000		8,700,000	430,000		
資本的支出	建設改良費	発電機用エンジン温調弁改良工事	2,640,000		2,640,000		2,500,000	140,000		
合 計			395,465,300		395,465,300	86,185,000	285,000,000	24,280,300		

議第62号

物品供給契約の締結について

パイロットオフィス構築備品購入について、次のとおり物品供給契約を締結するものとする。

令和7年5月29日提出

多治見市長 高 木 貴 行

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | パイロットオフィス構築備品購入 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 一金 23,485,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 多治見市宝町3丁目97番地
株式会社中川
代表取締役 中川 晃志 |

議第63号

物品供給契約の締結について

小中学校タブレット端末購入について、次のとおり物品供給契約を締結するものとする。

令和7年5月29日提出

多治見市長 高 木 貴 行

- 1 契 約 の 目 的 小中学校タブレット端末購入
- 2 契 約 の 方 法 随意契約
- 3 契 約 金 額 一金 509,463,108円
- 4 契約の相手方

教育産業・内田洋行共同企業体

代表構成員 岐阜市市橋5丁目4-18

教育産業株式会社 岐阜営業所

所長 富岡 宏伊

構成員 名古屋市中区錦2丁目2番2号 名古屋丸紅ビル13F

株式会社内田洋行 教育ICT事業部

西日本第1営業部長 中西 隆司

議第64号

東濃西部広域ごみ焼却施設整備等審議会共同設置規約を定める協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定による東濃西部広域ごみ焼却施設整備等審議会共同設置規約を定める協議について、同法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求める。

令和7年5月29日提出

多治見市長 高 木 貴 行

東濃西部広域ごみ焼却施設整備等審議会共同設置規約

（設置）

第1条 多治見市、瑞浪市及び土岐市は、ごみ焼却施設を共同して設置、運営及び維持管理することについて審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定に基づき、同法第138条の4第3項に規定する審議会を共同して設置するものとする。

（名称）

第2条 この審議会は、東濃西部広域ごみ焼却施設整備等審議会（以下「審議会」という。）という。

（審議会を設ける市）

第3条 審議会は、多治見市、瑞浪市及び土岐市（以下「関係市」という。）が、これを設ける。

（執務場所）

第4条 審議会の執務場所は、多治見市日ノ出町2丁目15番地多治見市役所内とする。

（所掌事務）

第5条 審議会は、関係市の市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議す

る。

(1) 関係市が共同設置するごみ焼却施設の建設候補地に関すること。

(2) ごみ焼却施設の共同での設置、運営及び維持管理に関すること。

(3) その他関係市が必要と認めること。

(組織)

第6条 審議会は、委員18人以内で組織する。

(委員の任免)

第7条 審議会の委員は、関係市の市長が指名する者及び関係市の市長が協議して定める者について、多治見市長がこれを選任する。

2 多治見市長は、審議会の委員を解任する場合又は辞任の申出を承認する場合は、あらかじめ瑞浪市長及び土岐市長と協議しなければならない。

(任期)

第8条 委員の任期は、令和7年7月1日から令和8年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、関係市が必要と認める場合は、関係市の市長の協議により委員の任期を延長することができる。

(会長及び副会長)

第9条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、委員選任後最初の会議は、多治見市長が招集する。

2 会長は、委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、これを招集しなければならない。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

5 会長は、第5条の調査審議に必要があると認めるときは、委員以外の者に対して出席を求め、意見を聴くことができる。

(経費の支弁の方法)

第11条 審議会の運営に要する経費は、関係市が負担する。

2 前項の規定により関係市が負担すべき額は、関係市の協議により定める負担割合によるものとする。

3 瑞浪市及び土岐市は、前項の規定による負担金を、多治見市に納付しなければならない。

(予算)

第12条 審議会に関する予算は、多治見市の一般会計の歳入歳出予算に計上するものとする。

(決算報告)

第13条 多治見市長は、審議会に関する決算を多治見市議会の認定に付したときは、当該決算を瑞浪市長及び土岐市長に報告しなければならない。

(事務の管理及び執行に関する条例、規則その他の規程)

第14条 審議会の事務の管理及び執行に関する条例、規則その他の規程については、関係市は、これを相互に調整するように努めなければならない。

(委員の身分の取扱いに関する条例、規則その他の規程)

第15条 多治見市長は、審議会の委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃しようとする場合は、あらかじめ瑞浪市長及び土岐市長と協議しなければならない。

(庶務)

第16条 審議会の庶務は、多治見市において行う。

(補則)

第17条 この規約に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、関係市の市長が協議して定める。

附 則

この規約は、令和7年7月1日から施行する。

議第65号

第8次多治見市総合計画基本計画を変更するについて

令和5年12月20日議第118号をもって議決を経た第8次多治見市総合計画基本計画の一部を次のように変更するものとする。

令和7年5月29日提出

多治見市長 高 木 貴 行

第8次多治見市総合計画基本計画 中

「

【柱2】にぎわいを生み出すまちづくり	6	19
--------------------	---	----

」を

「

【柱2】にぎわいを生み出すまちづくり	7	20
--------------------	---	----

」に、

「

合計	40	163
----	----	-----

」を

「

合計	41	164
----	----	-----

」に改める。

第8次多治見市総合計画基本計画 政策の柱2 にぎわいを生み出すまちづくり
に

「施策7 大学誘致

まちのにぎわいや地域経済の活性化、次代を担う人財の育成・定着を図るため、大学を誘致します。

基本計画事業

1	笠原中学校跡地に大学を誘致します
---	------------------

」

を加える。

議第66号

第8次多治見市総合計画基本計画を変更するについて

令和5年12月20日議第118号をもって議決を経た第8次多治見市総合計画基本計画の一部を次のように変更するものとする。

令和7年5月29日提出

多治見市長 高 木 貴 行

第8次多治見市総合計画基本計画 政策の柱1 子育て世代が選び、住み続けたい
なるまちづくり 施策2 出産前からの切れ目のない支援中

「

4	給食費無償化を検討し、実施します
---	------------------

」を

「

4	中学生の給食費を無償化します
---	----------------

」に改める。

財政向上指針の変更の報告について

財政向上指針を変更したので、多治見市健全な財政に関する条例（平成19年条例第48号）第23条第3項において準用する同条第2項の規定により、これを議会に報告する。

令和7年5月29日提出

多治見市長 高 木 貴 行

4 財政向上目標の達成に必要な事項 （3） 基金の適正な管理 オ 地域振興基金に次のただし書を加える。

ただし、必要に応じて1億円を超えて取り崩すことができるものとします。